

学生アルバイト制限職種

区分	具 体 例	理由及び参照事例
危険を伴うもの	<ol style="list-style-type: none"> 1. プレス、ボール盤、旋盤、裁断機、草刈機等自動機械の操作 2. 高電圧、高圧ガス等危険物の取り扱い及びその周辺での作業（助手も含む） 3. 自動車・バイクの運転 4. 線路内や交通頻繁な路上での作業（測量、白線引き、交通整理等） 5. 土木、水道工事等の現場作業 6. 建築中の現場作業 7. 建物崩壊、残材片付作業、2階以上の高所での屋外作業（硝子拭き、器具取付け等） 8. ヘルメット着用が必要とされる作業 9. 警備員、宿直 10. その他学生相談所が危険であると判断したもの 	<p>○危険・事故が伴う。 * ボタン操作によるもので直接機械に手をふれないものは状況により可。</p> <p>○免許を必要とし、高度の危険度がある。</p> <p>○最近の厳しい交通状況から危険度も高く、また、事故を起こした場合の経済的・精神的負担が重すぎ刑事責任まで負う事になる。 * 交通規制が行われ、危険がなければ可。</p> <p>○落下物・転落等の危険度が大きい。 * 内装工事は可。</p> <p>* 警備会社以外の直接雇用によるもので、会場整理、誘導、受付は状況により可。</p>
人体に有害なもの	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農薬、劇物など有害な薬物の扱い（メッキ作業、白蟻駆除等） 2. 特に高温・低温度の作業 3. 塵埃、粉末、有害ガス、騒音等の著しい中での作業 4. 薬品等の臨床人体実験 	<p>○健康上、人体に有害と考えられる。</p>
法令に違反するもの	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労働争議に介入するおそれのあるもの 2. 営利職業あっ旋業者への仲介斡旋 3. マルチ・ネズミ講商法に関するもの 4. 出来高払い（一定額の賃金の保証のないもの） 5. 募集・採用の人数を男性のみ又は女性のみとするもの 6. 募集・採用の人数を男女別に設定するもの 7. 募集・採用にあたり、性別により異なる条件を付するもの 	<p>○「職安法第20条」参照</p> <p>○職業安定法の趣旨（雇用関係の成立のあっせん）に反する。</p> <p>○「無限連鎖講の防止に関する法律」参照</p> <p>○「労働基準法27条」参照</p> <p>○「男女雇用機会均等法」参照</p> <p style="text-align: center;">〃</p> <p style="text-align: center;">〃</p>
教育的に好ましくないもの	<ol style="list-style-type: none"> 1. 街頭でのチラシ配り、ポスター貼りなど 	<p>○内容的に問題があったり、無許可の場合が多い。</p> <p>* チラシ配りについては、所轄警察署の「道路使用許可」「道路交通法77条」参照）をとり内容に問題がなければ可。</p>

区分	具 体 例	理由及び参照事例
教育的に好ましくないもの	2. 不特定多数を対象とした街頭や訪問、電話による調査 3. 訪問販売、勧誘、専門に行う集金 4. 競馬、競輪場等、ギャンブル場内での現場作業 5. バー、キャバレー、居酒屋、麻雀、パチンコ等風俗営業の現場作業 6. 選挙の応援に関する一切の業務 7. 長期継続の深夜作業 8. 各種金融ローン、クレジットに関する信用調査、返済督促 9. スパイ行為、興信所業務に類する調査	○相手側の了解が得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多い。 *個人宅ポストは内容に問題なければ可。 ○特定の政党や候補者を応援することは望ましくない ○健康管理の面で考慮
望ましくない求人	1. 人命にかかわることが予想される業務 2. 労働条件が不明確なもの 3. 人員の限定を条件とするもの 4. 学生を紹介しても採否の連絡が無かったり、正当な理由なく採用されないことが、しばしば繰り返されるもの 5. 登録制をとる求人 6. 何らかの利益を得るため席取り等で並ぶこと 7. 家庭教師を派遣する事業主への紹介 8. 学生塾の講師で、経営経験が1年未満のもの。学生に不利益な契約を求めるもの 9. 宗教の布教にかかわる活動に関するもの 10. 就労中の事故について学生に責め、もしくは負担を負わせるもの 11. その他学生相談所が望ましくないと判断したもの	○水泳指導員、監視員、ベビーシッター等。 ○賃金、時間、場所、労働内容、支払方法に関することが明示されていないもの。 ○例えば10人中1人でも欠けると他の9人を不採用とするようなもの。 ○雇用が不安定。 ○父母よりの直接求人を受付。